



利益相反

利益相反の防止および軽減のために 最高ガバナンス機関が行っているプロセス

日油と取締役との間の競業取引および自己取引については、「取締役会規則」において取締役会の承認事項としています。

取締役会メンバーへの相互就任

相互就任の事例はありません。

サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの 株式の持ち合い

日油は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化を通じて、日油の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、保有にともなうリスクや資本コスト等を総合的に判断し、合理性があると認める場合に限り、株式を政策的に保有します。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減するとの方針のもと、毎年、取締役会で個別に精査し、保有継続の適否を見直します。見直しの結果、2023年度において、一部の政策保有株式を売却し、縮減を図っています。

2025年度末までに連結純資産比率15%以下を目

指し縮減を進めます。

日油は、日油株式を保有する政策保有株主から日油株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆するなどにより売却を妨げません。日油は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行いません。

支配株主の存在

支配株主は存在しません。

関連当事者、関連当事者間の関係、 取引、および未納残高

現在、日油には親会社および日油株式の10%以上を保有する主要株主は存在しないため、それらの株主と取引を行う際の承認手続きは定めていません。